

令和8年度太宰府市会計年度任用職員 募集要項

1 職種及び募集人数

職種	募集人数	職務内容
スクールソーシャルワーカー	1名	(1) 校内の不登校児童生徒の状況把握 (2) 生徒指導部会等での情報提供 (3) 担任と連携した個に応じた支援の実施 (4) 校内適応指導教室の環境づくり (5) 児童生徒、保護者との相談及び教職員への支援、相談、情報提供 (6) ケース会議への参加 (7) 教職員等への研修活動 (8) その他学校で定められた業務に関すること

2 基本的な勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合は再度任用されることがあります。
勤務日数	週5日
勤務時間	週38時間45分（1日7時間45分）
勤務場所	太宰府市内小中学校（1人当たり2または3校受持ち）
給料・報酬 (地域手当含む)	316,940円～319,484円 ※ただし、職歴に応じて給与額を決定します。
諸手当	期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当 ※条例・規則の定める条件にあてはまる場合に支給されます。
休日	週休日（原則として、土・日曜日）、祝日、年末年始、
休暇	年次休暇 20日を限度、病気休暇、特別休暇（忌引等）
社会保険	福岡県市町村職員共済組合（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険の適用 連続する通算任期が6か月を超えた場合は雇用保険から退職手当組合へ、1年 を超えた場合は厚生年金保険から福岡県市町村職員共済組合の長期給付へそ れぞれ加入となります。
公務災害	補償制度あり（市の非常勤職員の公務災害補償制度または労災保険または地方 公務員災害補償に基づく制度のいずれかを適用）
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務など服務上の規程が適用 されます。

3 採用試験内容

試験内容	書類選考及び面接試験
試験日程	令和8年1月下旬以降 決定次第連絡

試験会場	太宰府市役所
------	--------

4 受験資格及び受験申込

受験資格	<p>地方公務員法第16条の規定に基づき、次の項目に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・太宰府市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した人
資格要件	<p>次のすべてに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有し、学校区間を自家用車で移動可能である。 ・スクールソーシャルワーカーとしての勤務経験が3年以上ある。
受付締切	令和8年1月6日（火）必着
申込方法	郵送または持参
提出物	太宰府市会計年度任用職員採用試験申込書
申込先	<p>郵送の場合 〒818-0198 太宰府市觀世音寺一丁目1番1号 太宰府市役所 学校教育課 指導係 宛</p> <p>必ず封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きしてください。</p> <p>持参の場合 開庁時間（平日8:30～17:00）内に上記担当課窓口に持参してください。</p>

5 合格発表及び採用

合格発表	メールまたは郵便でおしらせします。
合格者の登録	採用試験の合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿に登録されます。
採用決定	<p>採用試験では、採用予定人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、<u>必ずしも全員が採用されるとは限りません。</u></p> <p>実際に勤務についていただく方については、任用開始前に担当課から連絡します。</p>
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用者はすべて条件付採用とし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。